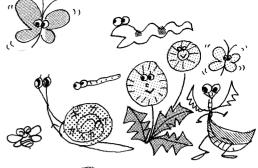
町田市政を考える会・草の根 ニュース No.44

連絡先 (小林) 042-797-3604 2019年4月22日









*2013年から2017年の5年間で交付された政務調査費及び政務活動費の総額は 1億2,522万円。町田市政を考える会・草の根(上) 草の根)は、7万枚のレシ ートや、3年をかけて入手した会派の会計帳簿から、約7,650万円の支出が違法:::: 不当であると考え、4週10日、町田市監査委員に対し住民監査請求を提出起ま した。



*市民は、電話代・携帯電話代・インターネット クス代全て自分で支 払いますが、議員は税金で支払います。

市民は、新聞代は自分で支払いますが、議員は税金で支払います。

市民はガソリン代・駐車場代も自分で支払いますが、議員は税金で支払います。 伊豆 軽井沢 河口湖 高尾山 横浜 浦安といった町田市政とは関係のない 地域への有料道路代、議員は税金で支払います...

*午前0時の市民相談・現地調査、早朝(5時)からの市民相談、5時間以上 の長時間の市民相談・・・。実態のない会社に払った封筒代が2013年だけで33 万 5,580 円!他団体のニューヨークでの世界大会への参加費、29 万 7,963 円! 大量の切手購入は、その切手で送付した事実がありません。3万円以上の高額の パソコン 印刷機 紙折り機 拡声器 等々、豪脈での備品の管理は皆無です。



*2014年、2018年の2回の市議会議員選挙では、全ての会派が、選挙の事前チ ラシやポスティングの代金を政務調査費・政務活動費から支出しています。 今年3月22日、東京地裁は「杉並区議会の選挙前の事前チラシの支出は全額違 法」との判決を出しました。町田市議会の事例と全く同じです。



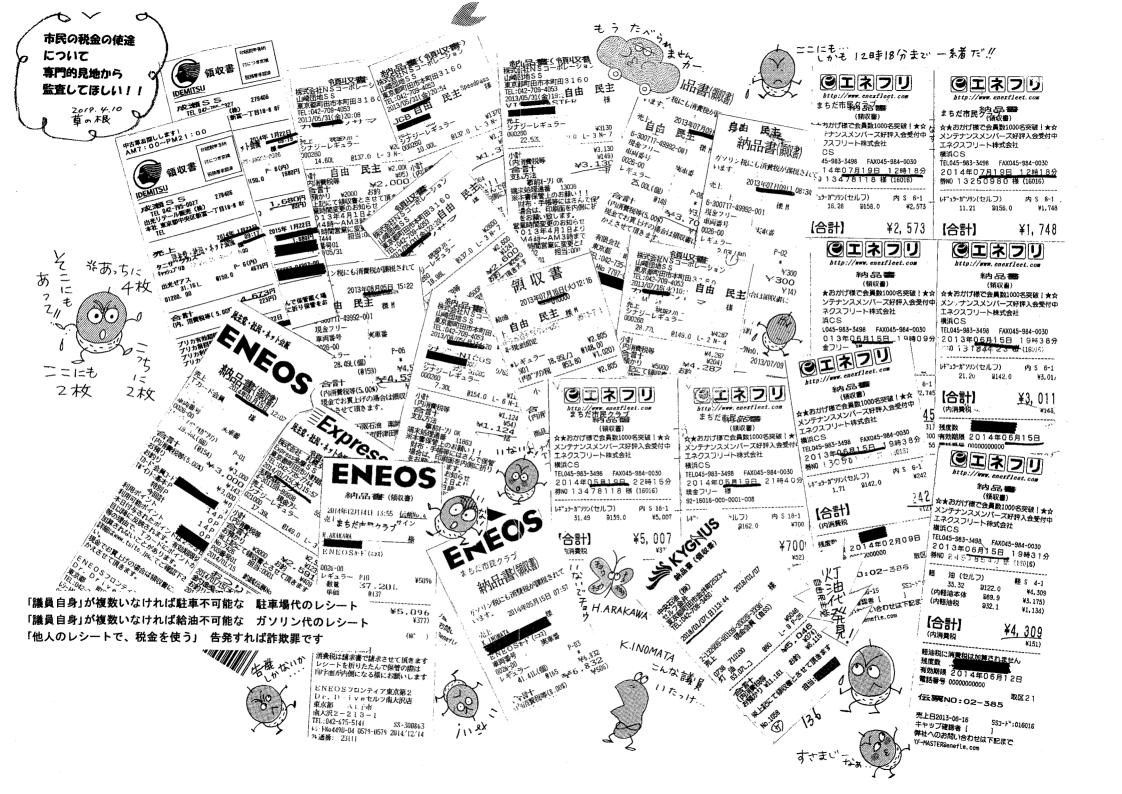
*会派が調査研究活動をするために使われるはずの政務調査費及び政務活動費、 その実態は、税金を使っているという感覚の欠如、なんでもありの、モラルハ ザード以外の何ものでもありません。町田市議会は町田市が財政援助をしてい る団体です。その団体の政務調査費及び政務活動費の使途について、専門的見 地からの監査を、強くお願いいたします。

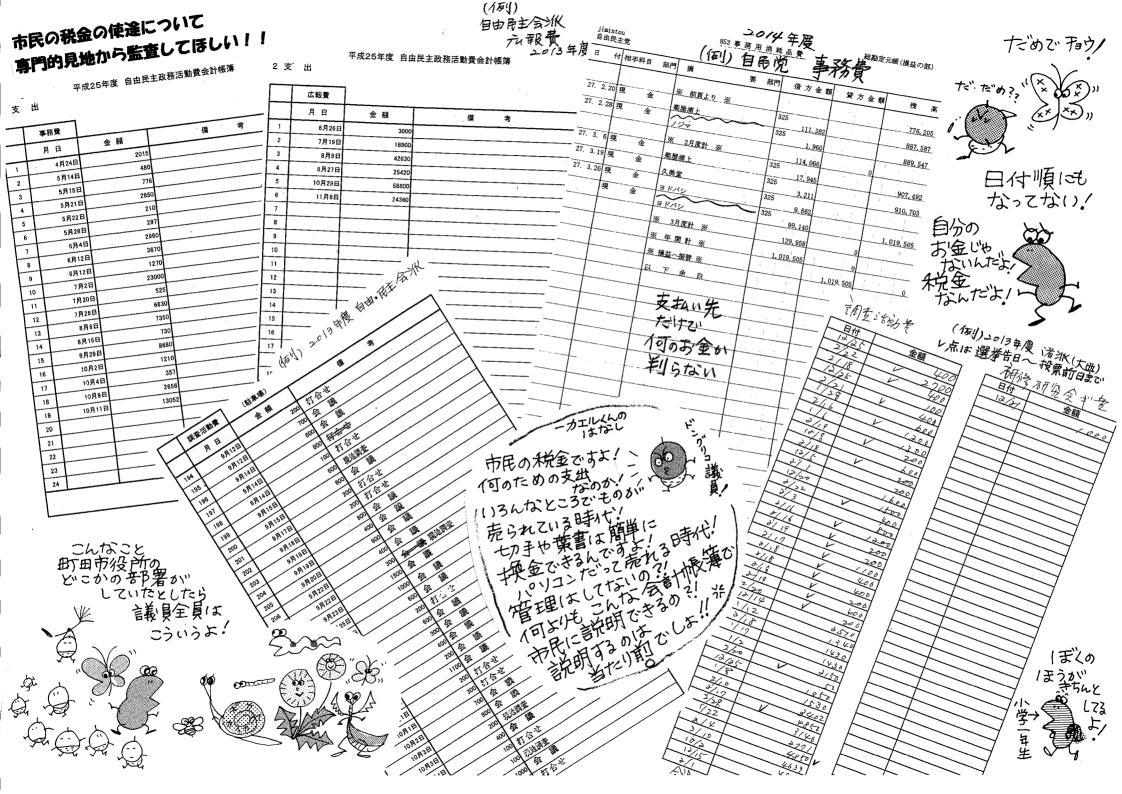
◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください!

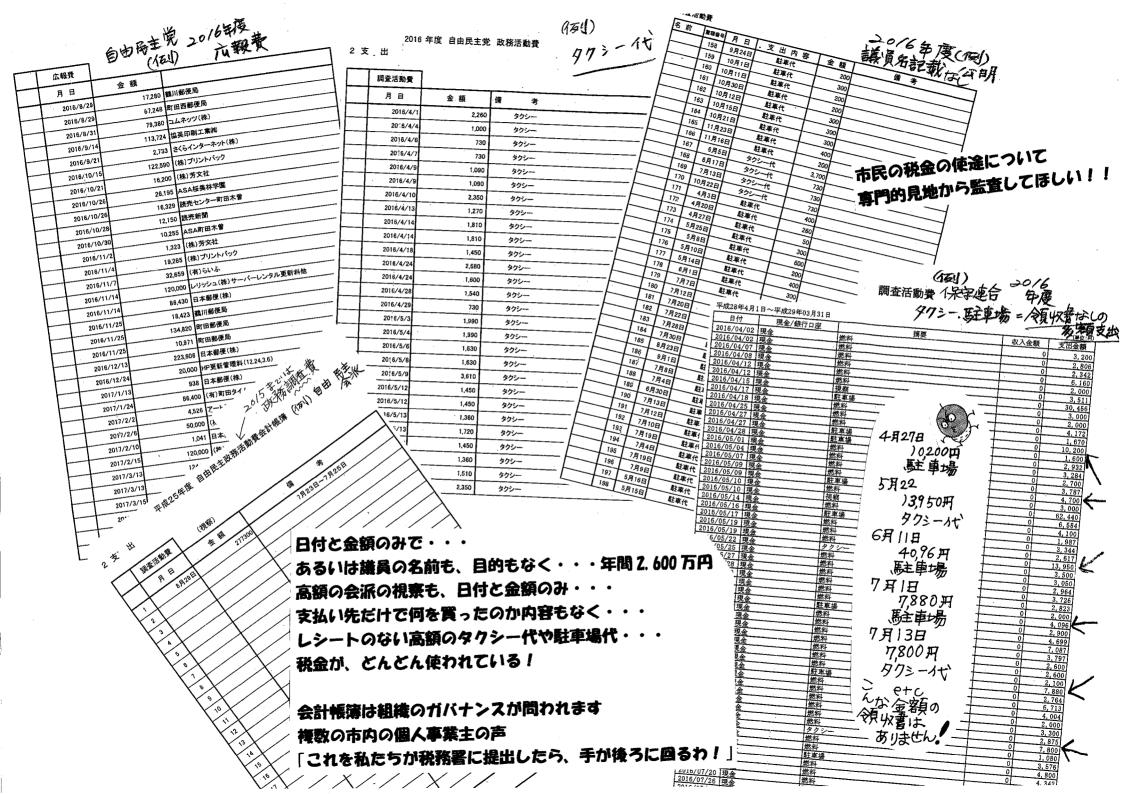
http://www.machida-kusanone.com











万円返還

町田の市民団体市長らに求める

う石阪丈一市長らに求める 640万円を返還させるよ に不適切な支出があったと 市民団体「町田市政 う とみられる5年間の支出を 640万円に達したとい たケースもあった。不適切 散した会派も含め、計約7 積み上げたところ、既に解

を示し、「監査請求が認め 検討したい」としている。 られなければ、 るのが実態では」との見解 施員1人あたり月額6万 人のお金として使われてい 「政務活動費の多くは、 配者会見した小林代表は 町田市の政務活動費は、 住民訴訟も

住民監査請求を行った。

に各会派に交付された政

対象は、2013~17年

活動費。同会は市議会の

杯美知代表)は10日、 を考える会・草の根」

をしているケースが多く見

ンを同じ日に複数回、給油 突き合わせた結果、ガソリ 収書類との関連が明確に示 は配されているものの、領

件審査などを経て、60日以

内に結果を通知する。

れていなかったという。

同会が領収書類と帳簿を

求で入手した。鰻舞には、 や領収書などを情報公開請 各会派を対象に、会計帳簿

Ō

日付と支出金額、目的など

円

町田市監査委員は、要

コンを1年間に2台購入し つかった。同じ職員がパソ

2019.4.11

める住民監査請求をした。 円の返還を勧告するよう求 の支出内容が不当だとし して市長が計約七千六百万 町田市議会の政務活動管 市議会会派や市議に対 市民団体の三人が十

町田市議会政活費 15会派の支出不当 市民団体が監査調求

請求によると、七千六百 七年度に支出された政務活 所の有料駐車場を利用した 報費など。同時刻に複数簡 代や駐車場代、電話代、広 ち、今はない会派を含め計 万円の内訳は二〇一三~一 た Ļ をしたとして「社会通念 動費(旧政務調査費)のう 用でも使うので家計支出に 十五会派が使ったガソリン 同じ日に複数回の給油 許されない」と指摘し 電話代については「私 求めた。 すべきだ」と半額の返還を (Ko)は「市民感覚からする る。 ているから」と説明してい 日に複数回の給油をした市 とおかしい」と強調。 議の一人は「車を三台持っ 市民団体の小林美知代表

7

市議一人につき月六万円を 会派に交付している。 市は政務活動費として、

議員の調査研究活動等に必要な経費として交付される 政務活動費。地方自治法 第100条 第16項には「その 使途の透明性の確保に努めるものとする」という条文が。

本来、市民に分かるように会計帳簿や、納品書・請求書 領収書といった証憑類を記録し公開すべきところ、 2016年度、2017年度には、更に、領収書から名前を消したり、 と、会派の中の誰が、何のために税金を使ったのかについて 隠蔽の度合いを強めている。

すなわち、町田市議会の現状は、2014年度の町田市監査委員に よる監査での指摘以降今日まで、「支出の透明性を高めよ!」と した地方自治法第100条第16項に違反する度合いが、ますます 草の根 2019.4.22 ひどくなっています。

東京)杉並区議の政活費270万円「違法」 地裁判決

東京都杉並区の区議が使った約1090万円の政務活動費に違法な支出があったとして、市 民団体が区に返還させるよう田中良区長に求めた訴訟で、東京地裁(古田孝夫裁判長)は22 日、約270万円を返還させるよう命じる判決を言い渡した。区議選前に配布したチラシは政 党活動の意味もあり、政活費で全て負担するのは違法だなどと判断した。

判決によると、区議会の自民党会派は、区議選を3カ月後に控えた2015年1月、所属議 員の集合写真や実績を書いたチラシ約15万枚を作成し、新聞折り込みで配布。一部の議員は 個々で負担する費用を政活費から支出した。判決は「区議選に向けて区民にアピールする政党 活動としての側面もあった」と指摘。政活費を選挙活動や政党活動に使うことは許されていな 「区政報告」などの一部支出を いとして違法と判断した。公明党と無所属の会派についても、 2019.3.23 朝日新聞 (阿部峻介) 違法と判断した。



